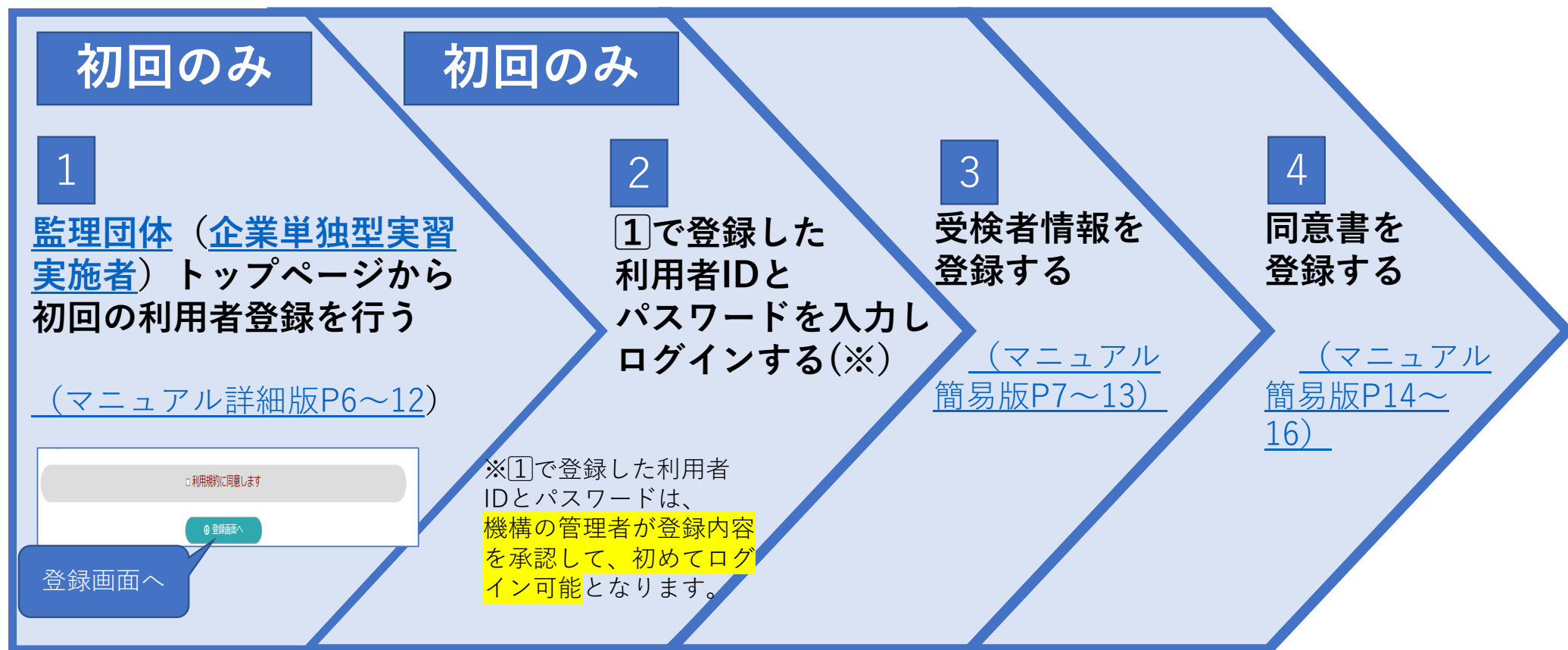


受検手続支援サイト申し込みの流れ



【注意】③で受検者情報を登録しただけでは、機構は承認作業に入ることができません。必ず④で同意書を登録してください。（受検手続支援シートでプルダウンから「再受検」を選択した場合を除く）

受検手続支援サイト申し込み時注意点

第1号技能実習申込みの注意点

- ①申し込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6か月前まで
- ②技能実習期間は**入国後講習も含める**
- ③入国が遅れたなど認定計画と実際の技能実習期間が異なる場合、**実際の技能実習期間**を記載
- ④何らかの事情により技能実習期間に変更があり、通常より長い（短い）場合は、受検手続支援シートの備考欄にその事情を記載（[マニュアル簡易版38ページ](#)）
- ⑤受検希望期間の開始日は、**技能実習開始日から7か月目以降、かつ、同意書登録日から1か月以上経過後**
- ⑥受検希望期間は**1か月以上3か月未満の期間**を確保

第2号・第3号技能実習申込みの注意点

- ①申し込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12か月前まで
- ④何らかの事情により技能実習期間に変更があり、通常より長い（短い）場合は、受検手続支援シートの備考欄にその事情を記載（[マニュアル簡易版38ページ](#)）
- ⑤受検希望期間の開始日は、**技能実習開始日から12か月以上経過後、かつ、同意書登録日から1か月以上経過後**
- ⑥受検希望期間は**1か月以上3か月未満の期間**を確保

受検手続支援サイト申し込み時注意点

「※」の警告について

監理団体メイン画面の一覧の「種別」の項目で、「新規」表示の左に「※」印が表示される警告は、**重複してデータが登録**されていることを示しています。

[マニュアル簡易版42ページ](#)を参照し、申請種別・認定番号を確認してください。

シリアル番号	種別	ステータス
		※ 新規
		完了

技能実習期間中に実習実施者や監理団体に変更となった場合

【実習実施者に変更となった場合（転籍など）】（[マニュアル簡易版38・41ページ](#)）

受検手続支援シートの備考欄に「**転籍あり。前実習先で○か月実習済み**」のように記載。

認定番号は**新たに付与された認定番号**を記載。

【監理団体に変更となった場合】（[マニュアル簡易版41・42ページ](#)）

- ① **試験実施機関に**、監理団体に変更となったことを**連絡**する
- ② **旧監理団体は受検データをキャンセル**する
- ③ 新監理団体は受検データを登録する。認定番号は、**変認ではなく当初の認定番号**を記載する。
備考欄に「**監理団体変更あり。試験実施機関連絡済み**」と入力する。登録の際警告が出るが、そのまま「登録する」をクリックする。